

## 教育委員会提出議案

### 第13号議案

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年4月6日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

### (説 明)

感染症および検疫法の改正により、都道府県知事等や検疫所長は、感染症にり患している可能性のある者に対し健康状態等の報告を求め、また、外出しないこと等の感染防止への協力を求めることが可能となった。

これに伴い、職員が感染症にり患している可能性がある場合において勤務しないこととなった際に給与の減額を免除することのできる基準を修正する。

### (資 料)

別添のとおり

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について

### 1. 趣旨

特別区人事委員会より、感染症および検疫法の改正に伴う規則の基準の一部改正に関する旨の通知があった。

このことを受けて、幼稚園教育職員に関する規則の整備を図る。

### 2. 内容

感染症および検疫法の改正により、都道府県知事等や検疫所長は、感染症にり患している可能性のある者に対し健康状態等の報告を求め、また、外出しないこと等の感染防止への協力を求めることが可能となった。

これに伴い、職員が感染症にり患している可能性がある場合において勤務しないこととなった際に給与の減額を免除することのできる基準を修正する。

### 3. 施行日

公布の日

幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則 新旧対照表【案】

改 正 案		現 行	
本 則 [略] 附 則 (当初制定附則)		本 則 [略] 附 則 (当初制定附則)	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
原因	承認を与える日又は時間	原因	承認を与える日又は時間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための <u>報告若しくは協力</u> 又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留 <u>若しくは感染を防止するための報告若しくは協力</u>	その都度必要と認める日又は時間	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法(昭和26年法律第201号)による停留	その都度必要と認める日又は時間
(2)~(14) 略		(2)~(14) 略	
附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の規定は、令和3年2月13日から適用する。			

○幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成16年3月29日教委規則第6号

平成19年3月30日教委規則第15号

令和2年3月23日教委規則第10号

令和3年4月 日教委規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号）第16条第2項の規定に基づき、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の給与の減額を免除することのできる場合の基準を定めることを目的とする。

(減額免除の基準)

第2条 豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、職員が幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）に規定する正規の勤務時間に勤務しない場合において、勤務しないことにつき給与の減額の免除を申請したときは、別表に定める基準に従い、これを承認することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日教委規則第6号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に豊島区教育委員会教育長により兼業の許可を受けている者又は豊島区教育委員会教育長若しくは園長により教育に関する兼職等の承認を受けている者に係る給与の減額の免除の基準については、この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則別表第8号、第10号又は第13号の規定にかかわらず、当該許可又は当該承認に係る期間中、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月30日教委規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の一部を改正する規則（令和2年特別区人事委員会規則第2号）の施行の日から適用する。

附 則（令和2年4月●日教委規則第●号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育委員会が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準の規定は、令和3年2月13日から適用する。

別表（第2条関係）

（平16教委規則6・平19教委規則15・一部改正）

原因	承認を与える日又は時間
(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための報告若しくは協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力	その都度必要と認める日又は時間
(2) 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断	上記に同じ。
(3) その他交通機関の事故等の不可抗力による原因	上記に同じ。
(4) 幼稚園運営上の必要に基づく業務の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）	上記に同じ。
(5) 研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める期間
(6) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合	上記に同じ。
(7) 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年豊島区条例第14号）第2条第1号に定める適法な交渉を行う場合	その都度必要と認める時間
(8) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に報酬を得ずに従事する場合	上記に同じ。
(9) 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合	上記に同じ。
(10) 職員が報酬を得ずに豊島区又は教育委員会以外	上記に同じ。

のものの主催する講演会等において、区政又は学術等に関し講演等を行う場合	
(11) 職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合	上記に同じ。
(12) 職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合	上記に同じ。
(13) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条の規定に基づき教育に関する兼職等を報酬を得ずに行う場合	上記に同じ。
(14) 前各号のほか、あらかじめ特別区人事委員会の承認を得て教育委員会が定めた事項	当該事項につき特別区人事委員会が承認した期間又は時間

(備考)

承認を与える期間中一定日数で示されているものは、その日数中に、その間の週休日並びに休日及び代休日を含むものとする。